

68・73【小規模多機能型居宅介護（短期利用型・出張所を含む）】添付書類一覧
 (算定する場合に添付が必要な書類。下記に記載のない届出項目は添付書類不要)

| 届出項目 | 添付書類 |
|----------------|--|
| 認知症加算 | ・認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）に係る届出書（別紙44） |
| 看護職員配置加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面 ・看護職員の資格証の写し |
| 看取り連携体制強化加算 | ・看取り連携体制加算に係る届出書（別紙13） ・看取り期における対応方針 |
| 訪問体制強化加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面 ・訪問体制強化加算に係る届出書（別紙45） |
| 総合マネジメント体制強化加算 | ・総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42） |
| 生産性向上推進体制加算 | ・生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） |
| サービス提供体制強化加算 | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5） ・要件を満たすことを証する書類（職員配置割合の計算表等） |
| 介護職員等処遇改善加算 | ・介護職員等処遇改善計画書 |
| 割引 | ・地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） |

注1 一体的に運営がされている居宅サービス等に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要。

注2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）又はこれに準ずる書面の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の書面に全ての要件を記載することで足りるものとする。

注3 当該サービスについて「社会福祉法人軽減事業」を開始する場合は、別途「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」を提出すること。

注4 「施設等の区分」については、一の事業所で連携型及び一体型の事業をいずれも実施する場合は、双方を選択すること。

注5 「特別地域加算」及び「中山間地域における小規模事業所加算（地域に関する状況）」については、事業所の所在する地域が「特別地域加算」、「中山間地域等の小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に係る対象地区（別紙A-1）」に従って選択すること。